(2)　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（ただし、不完全燃焼する状態に至つた場合において当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(3)～(6)　［略］	［略］	［略］
ハ　［略］		
五　［略］		
2・3　［略］		

(2)　(1)に掲げるものを除き、屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(3)～(6)　［略］	［略］	［略］
ハ　［略］		
五　［略］		
2・3　［略］		

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。